

## 第 35 回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 6 月 29 日(木) 午後 1 時 30 分

2. 場 所 大樹町役場委員会室

3. 出席委員 15 名

1	乙部 毅博	2	吉田 義明	3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
		8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
		14	竹内 稔		
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4. 欠席委員 2 名

7	齊藤 徹	13	太田 福司
---	------	----	-------

5. 議事日程

日程第 1		農業委員会業務報告について
日程第 2	議案第 24 号	現況証明願いについて
日程第 3	議案第 25 号	旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 瀬尾局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午後 2 時 15 分

## 8. 会議の概要

議長

ただ今の出席委員は 15 名であります。

定足数に達しておりますので、第 35 回、大樹町農業委員会、総会を開きます。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、議長において、9 番・辻本 一夫 委員、10 番・向井良治 委員を指名いたします。

日程第 1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

瀬尾局長

それでは、5 月 25 日開催の第 34 回総会以降に行われました業務等につきまして報告致します。

1 の会議関係では、5 月 29 日から 31 日にかけて、全国農業委員会会長大会が東京都で開催され、会長が出席しております。

なお、その後の要請活動時に、北海道選出国會議員などに要請した要請文「十勝農業委員会連合会の重点要請」の資料をコピーしましたので、後ほどお目通し願います。

6 月 5 日 大樹町家畜品評会が下大樹の家畜品評会場で開催され、会長が出席しております。

6 日から 9 日までの期間、定例第 2 回町議会が開催され、会長と事務局の私が出席しております。

次に 21 日、北海道農業会議第 95 回総会が、翌 22 日には、第 44 回北海道農業者年金協議会総会が、それぞれ札幌市で開催され、会長が出席しております。

26 日に第 3 班 ■■■ 班長以下 4 名で、現地調査を行っております。

案件は、■■■地区、■■■地区での現況証明願 2 件です。

現地調査を行った 2 件につきましては、本日このあと、議案としてご審議いただきます。

次に 2 番「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告等について」でございます。

今月の報告は 6 件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。

<p>議長</p>	<p>また、2法人から、報告書の提出を受けていない状況となっております。提出のされていない2法人に対しまして、報告書の必要性について理解が得られるよう引き続き説明して参ります。</p> <p>次に3の「農地法第3条の3の規定による受理通知について」1件でございます。</p> <p>番号1番、■■■地区の、■■■氏が字■■■番6ほか1筆、■■■㎡の農地を相続された旨、通知を受理しております。</p> <p>最後に4のその他で6月15日基準日の作況調査につきまして、報告書を添付しておりますので、後程、お目通し願います。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>日程第2、議案第24号、「現況証明願いについて」申請番号1番から2番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第24号「現況証明願いについて」の提案説明を申し上げます。</p> <p>土地の現況が登記簿地目又は農地台帳上の現況地目と異なる場合、土地の所有者が現況証明願いを申請し、農業委員会で現地調査をし、申請内容が妥当であるかを判断し、妥当と判断した場合、登記地目の変更に必要な現況証明書を発行するものであります。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は2件でございます。</p> <p>内容は、山林を開墾により畑にしたことから、登記簿地目及び農地台帳の現況地目を畑に変更するための申請が2件であります。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>

<p>議長</p> <p>豊吉主幹</p>	<p>それでは、内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>現況証明願いについて説明させていただきます。</p> <p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■の1 他1筆であります。</p> <p>登記簿地目は山林、現況地目は畑、農振は農用地区域外であります。</p> <p>面積は、■■■㎡のうち■■■㎡であり、判定地目は畑、利用状況は畑であります。所有者、申請人は■■■ ■■■ 氏、目的は登記地目を判定地目に変更するための申請であります。</p> <p>なお、現地調査につきましては、6月26日に、■■■班長 他3名により実施しております。</p> <p>申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■の3であります。</p> <p>登記簿地目は山林、現況地目は畑、農振は農用地区域外であります。</p> <p>面積は、■■■㎡であり、判定地目は畑、利用状況は畑であります。所有者、申請人は■■■ ■■■ 氏、目的は登記地目を判定地目に変更するための申請であります。</p> <p>なお、現地調査につきましては、6月26日に、■■■班長 他2名により実施しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>■■■委員</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第3班・班長、■■■ 委員から報告願います。</p> <p>申請番号1番と2番の案件につきましては、登記地目から判定地目に変更するための申請です。</p> <p>3班で現地を確認した結果、登記地目は山林でしたが、利用状況は、農地として活用されていることを確認いたしました。</p> <p>よって、班で協議した結果、申請番号1番と2番の判定地目は畑と判断いたしました。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p>

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 24 号、「現況証明願いについて」申請番号 1 番から 2 番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第 3、議案第 25 号、「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号 1 番から 26 番の件を議題といたします。

事務局より提案説明を求めます。

瀬尾局長

それでは、議案第 25 号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の提案説明申し上げます。

旧農業経営基盤強化促進法第 18 条には、市町村が作成した農地利用集積計画を農業委員会が決定することが定められており、本総会にお諮りするものです。

今回ご審議頂きます申請は 26 件でございます。

内訳は、農地保有合理化事業による公益財団法人北海道農業公社からの売渡しによる所有権移転が 17 件、賃貸借の新規が 1 件、更新が 4 件、使用貸借の更新が 4 件となっております。

つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉主幹

旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積の計画の決定について説明させていただきます。

申請番号1番から17番は所有権移転の案件です。

申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■の1であります。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社、譲受人は、■■■  
■■■氏、経営面積は、■■■㎡、売買価格は、■■■円 10a 当り■■■  
円、移転時期は令和5年6月29日となっております。

申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■の4 他2筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社、譲受人は、■■  
■■■■氏、経営面積は■■■㎡、売買価格は、■■■円 10a 当り■■  
■円、移転時期は令和5年6月29日となっております。

申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■■ 他1筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社、譲受人は、■■■  
■■■氏、経営面積は■■■㎡、売買価格は、■■■円 10a 当り■■■円  
、移転時期は令和5年6月29日となっております。

以上で説明を終わります。

内容の説明が終わりました。

申請番号1番から3番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社からの売渡しのため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第25号、「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」

申請番号1番から3番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

議長

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

次に、申請番号4番から5番の審議にあたり、■■■■委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。

豊吉主幹

申請番号4番、所在、地番につきましては、字■■■■他6筆であります。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■■㎡であります。譲渡人は、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社、譲受人は、■■■■■■■■、経営面積は■■■■㎡、売買価格は、■■■■円 10a 当り■■■■円、移転時期は令和5年6月29日となっております。

申請番号5番、所在、地番につきましては、字■■■■の1 他4筆であります。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■■㎡であります。譲渡人は、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社、譲受人は、■■■■■■■■、経営面積は■■■■㎡、売買価格は、■■■■円 10a 当り■■■■円、移転時期は令和5年6月29日となっております。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

なお、申請番号4番から5番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社からの売渡しのため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第25号、「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号4番から5番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

次に申請番号6番から11番の内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉主幹

申請番号6番、所在、地番につきましては、字■■■■の1 他1筆であります。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社、譲受人は、■■■  
■■■ ■■■、経営面積は■■■㎡、売買価格は、■■■円 10a 当り■■  
■円、移転時期は令和5年6月29日となっております。

申請番号7番、所在、地番につきましては、字■■■ 他3筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社、譲受人は、■■■  
■■■、経営面積は■■■㎡、売買価格は、■■■円 10a 当り■■■円、移  
転時期は令和5年6月29日となっております。

申請番号8番、所在、地番につきましては、字■■■■の1 他4筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社、譲受人は、■■  
■ ■■■ 氏、経営面積は■■■㎡、売買価格は、■■■円 10a 当り■■  
■円、移転時期は令和5年6月29日となっております。

申請番号9番、所在、地番につきましては、字■■■の11 他2筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社、譲受人は、■  
■■ ■■■ 氏、経営面積は■■■㎡、売買価格は、■■■円 10a 当り■  
■■円、移転時期は令和5年6月29日となっております。

申請番号10番、所在、地番につきましては、字■■■の3 他1筆であります。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社、譲受人は、■■■



■■■ 氏、経営面積は■■■㎡、売買価格は、■■■円 10a 当り■■■円、移転時期は令和 5 年 6 月 29 日となっております。

申請番号 11 番、所在、地番につきましては、字■■■の 5 他 2 筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は■■■㎡、売買価格は、■■■円 10a 当り■■■円、移転時期は令和 5 年 6 月 29 日となっております。

以上で説明を終わります。

内容の説明が終わりました。

申請番号 6 番から 11 番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社からの売渡しのため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑ないとき)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 25 号、「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」

申請番号 6 番から 11 番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

次に、申請番号 12 番の審議にあたり、■■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。

それでは、申請番号 12 番の内容について、事務局より説明を求めます。

申請番号 12 番、所在、地番につきましては、字■■■の 3 であります。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社、譲受人は、■■■

議長

豊吉主幹

議長

■■■■ ■■■■、経営面積は■■■■m<sup>2</sup>、売買価格は、■■■■円 10a 当り■■■  
■円、移転時期は令和5年6月29日となっております。

以上で説明を終わります。

内容の説明が終わりました。

なお、申請番号12番については、農地保有合理化事業による北海道農業公  
社からの売渡しのため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第25号、「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農  
用地利用集積計画の決定について」

申請番号12番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

次に、申請番号13番の審議にあたり、■■■■委員は、農業委員会等に関  
する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終  
了まで退席願います。

それでは、申請番号13番の内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉主幹

申請番号13番、所在、地番につきましては、字■■■■の1 他1筆 であり  
ます。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■■m<sup>2</sup>であり  
ます。譲渡人は、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社、譲受人は、■■■■

■■■■ ■■■■、経営面積は■■■■m<sup>2</sup>、売買価格は、■■■■円 10a 当り■■■  
■円、移転時期は令和5年6月29日となっております。

議長

以上で説明を終わります。

内容の説明が終わりました。

なお、申請番号 13 番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社からの売渡しのため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 25 号、「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号 13 番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

次に申請番号 14 番から 26 番の内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉主幹

申請番号 14 番、所在、地番につきましては、字■■■の 1 他 3 筆 であります。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社、譲受人は、■■■  
■■■ ■■■、経営面積は■■■㎡、売買価格は、■■■円 10a 当り■■  
■■円、移転時期は令和 5 年 6 月 29 日となっております。

申請番号 15 番、所在、地番につきましては、字■■■ 他 10 筆 であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社、譲受人は、■■  
■■ ■■■ ■■■、経営面積は■■■㎡、売買価格は、■■■円 10a 当り  
■■■円、移転時期は令和 5 年 6 月 29 日となっております。

申請番号 16 番、所在、地番につきましては、字■■■であります。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社、譲受人は、■■■  
■■■、経営面積は■■■㎡、売買価格は、■■■円 10a 当り■■■円、移  
転時期は令和 5 年 6 月 29 日となります。

申請番号 17 番、所在、地番につきましては、字■■■の 1 であります。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、札幌市 公益財団法人 北海道農業公社、譲受人は、■■■  
■■■ ■■■、経営面積は■■■㎡、売買価格は、■■■円 10a 当り■■  
■円、移転時期は令和 5 年 6 月 29 日となっております。

申請番号 18 から 22 までは賃貸借の案件となります。

申請番号 18 番、所在、地番につきましては、字■■■ 他 7 筆でありま  
す。登記簿・現況地目は畑と牧場、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であ  
ります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経  
営面積は■■■㎡、賃借料は、年額■■■円 10a 当り申請番号 18 番、所  
在、地番につきましては、字■■■ 他 7 筆であります。登記簿・現況地目は  
畑と牧場、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■  
■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は■■■㎡、賃借料  
は、年額■■■円 10a 当り■■■円、期間は令和 5 年 7 月 1 日から令和 10  
年 6 月 30 日の 5 年であります。

申請番号 19 番、所在、地番につきましては、字■■■の 1 他 2 筆であり  
ます。登記簿・現況地目は畑と原野、農振は農用地であり、面積は■■■■■  
■㎡であります。貸主は、■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経  
営面積は■■■㎡、賃借料は、年額■■■円 10a 当り■■■円、期間は令和  
5 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日の 5 年であります。

申請番号 20 番、所在、地番につきましては、字■■■の 23 であります。  
登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸  
主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は  
■■■㎡、賃借料は、年額■■■円 10a 当り■■■円、期間は令和 5 年 7 月  
1 日から令和 15 年 6 月 30 日の 10 年であります。

申請番号 21 番、所在、地番につきましては、字■■■の 6 他 1 筆であり  
ます。登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡でありま  
す。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面

積は ■■■m<sup>2</sup>、賃借料は、年額■■■円 10a 当り■■■円、期間は令和 5 年 7 月 1 日から令和 15 年 6 月 30 日の 10 年であります。

申請番号 22 番、所在、地番につきましては、字■■■の 1 他 8 筆であります。登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であり、面積は■■■m<sup>2</sup>であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は ■■■m<sup>2</sup>、賃借料は、年額■■■円 10a 当り■■■円、期間は令和 5 年 7 月 1 日から令和 15 年 6 月 30 日の 10 年であります。

申請番号 23 から 26 までは使用貸借の案件となります。

申請番号 23 番、所在、地番につきましては、字■■■の 1 他 29 筆であります。登記簿・現況地目は畑と牧場とその他、農振は農用地と農業用施設用地であり、面積は■■■m<sup>2</sup>のうち■■■m<sup>2</sup>であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は■■■ m<sup>2</sup>、賃借料は、無償、期間は令和 5 年 7 月 1 日から令和 15 年 6 月 30 日の 10 年であります。

申請番号 24 番、所在、地番につきましては、字■■■の 2 であります。登記簿・現況地目は牧場、農振は農用地であり、面積は■■■m<sup>2</sup>であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は ■■■m<sup>2</sup>、賃借料は、無償、期間は令和 5 年 7 月 1 日から令和 15 年 6 月 30 日の 10 年であります。

申請番号 25 番、所在、地番につきましては、字■■■の 1 他 23 筆であります。登記簿・現況地目は畑と牧場とその他、農振は農用地であり、面積は■■■m<sup>2</sup>のうち■■■m<sup>2</sup>であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は■■■m<sup>2</sup>、賃借料は、無償、期間は令和 5 年 7 月 1 日から令和 15 年 6 月 30 日の 10 年であります。

申請番号 26 番、所在、地番につきましては、字■■■の 1 他 46 筆であります。登記簿・現況地目は畑とその他、農振は農用地と農業用施設用地であり、面積は■■■m<sup>2</sup>のうち■■■m<sup>2</sup>であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■、経営面積は■■■m<sup>2</sup>、賃借料は、無償、期間は令和 5 年 7 月 1 日から令和 15 年 6 月 30 日の 10 年であります。

以上で説明を終わります。

内容の説明が終わりました。次に地区担当委員より地域調整報告を求めます。

申請番号 18 番について、■■■地区担当 ■■■ 委員より報告願いま

議長

<p>■■■</p> <p>議長</p>	<p>す。</p> <p>申請番号 18 番につきましては、貸主から賃貸の申出があったため、■■■地区に周知しましたが、借主が見つからなかったため、近隣の地区に周知しました。</p> <p>結果、■■■ ■■■に決定いたしました。</p> <p>賃貸借期間は、5 年とし、賃借料につきましては、周辺農地の、価格などを参考に価格を決定しました。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>なお、申請番号 14 番から 17 番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社からの売渡しのため、地域調整報告を省略します。</p> <p>申請番号 19 番から 26 番については、賃貸借及び使用貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 25 号、「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>申請番号 14 番から 26 番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。</p> <p>事務局より説明します。</p>
----------------------	---

事務局	<p>第 24 期農業委員会委員で予定している総会は、本総会で最後となります。 次回の総会につきましては、第 25 期農業委員会委員での開催となります が、第 1 回総会を任期始めの 7 月 20 日「木曜日」を予定しておりますので、 よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>以上をもって、第 35 回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和5年6月29日

会 長

委員( 9 番)

委員( 10 番)